

江田島市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が運用する江田島市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）へ広告を掲載することについて、江田島市広告掲載取扱要綱（平成20年江田島市訓令第16号。以下「要綱」という。）及び江田島市広告掲載基準（平成20年江田島市訓令第17号。以下「掲載基準」という。）に規定する事項のほか、必要な事項について定めるものとする。

(規格)

第2条 広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 種類 バナー広告
- (2) 大きさ 縦60ピクセル×横150ピクセル
- (3) 形式 GIF（アニメーション可、透過GIFは不可）又はJPEG
- (4) 使用色 フルカラー
- (5) データ容量 10キロバイト以下
- (6) その他 広告内に、広告主の名称や店名などを明記

(表現方法の制限)

第3条 広告を掲載する際、次の各号に掲げる表現を含んだ広告は使用禁止とする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをする可能性のある表現
- (2) 閲覧者に対して視覚的、精神的に不快感を与える可能性のある表現
- (3) 閲覧者が、当該広告を市ホームページの内容の一部であると誤解する可能性のある表現

2 第2条及び前項に掲げるもののほか、掲載広告の規格及び表現方法に関する必要事項は、市と広告主との協議の上、決定するものとする。

(掲載枠数)

第4条 市ホームページに掲載する広告は、8枠とする。

(掲載制限)

第5条 広告掲載は1広告主につき1枠とし、1回の申し込みで最大6月間掲載できるものとする。

(掲載位置)

第6条 広告は市ホームページのトップページに掲載することとし、詳細な位置は市長が別に定める。

(掲載期間等)

第7条 広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、月の初日又は末日が江田島市の休日を定める条例（平成16年江田島市条例第2号。以下「条例」という。）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(掲載料)

第8条 広告の掲載料は、1枠につき月額10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- 2 広告主は、市が発行する納付書により、広告掲載料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(募集)

第9条 広告は、広報紙及び市ホームページ等に記事を掲載・公開することにより募集する。

(掲載の申込み)

第10条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載を希望する日の属する月の前月20日までに、広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿及びその電子データを添えて市長に提出するものとする。ただし、20日が条例第1条第1項に規定する休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とする。

- 2 市長は、前項の提出があったときは、当該申込みに関わる広告掲載の可否を審査し、広告掲載の可否について広告掲載可否通知書（様式第2号）により、速やかに申込者に

通知する。

(掲載申込内容の変更)

第11条 申込者が申込内容を変更する場合は、広告掲載日の5日前までに、広告掲載変更申込書(様式第3号)を市長に提出する。

2 市長は、前項の提出があったときは、当該申込みにかかわる広告掲載内容変更の可否を審査し、広告掲載内容変更の可否について広告変更可否通知書(様式第4号)により、申込者に通知するものとする。

(掲載の優先順位)

第12条 広告掲載の優先順位は、原則として申込み順とする。ただし、広告掲載の申込みが多数の場合は、市内に事業所を有するものを優先する。

(原稿の作成)

第13条 広告の版下原稿の作成は、広告主の負担とする。

(掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告等の手続きをすることなく、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告の内容が、広告掲載申込時から変更され、要綱及び掲載基準の規定に反したとき。
- (2) 指定する期日までに広告データを提出しなかったとき。
- (3) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (4) その他広告掲載が適当でないと市長が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第15条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告掲載が不能となったときは、市長は広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産等のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(免責事項)

第17条 市の都合により広告の掲載ができなくなった場合、市は広告掲載料の返還以外の責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要領、要綱及び掲載基準に定めるもののほか、市ホームページに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年2月1日から施行し、平成22年4月1日から掲載する広告について適用する。

(掲載料の特例)

2 平成23年11月1日から平成24年3月31日までの間に掲載する広告については、第8条第1項中「1枠につき月額1万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。」とあるのは、「1枠につき月額1万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、新規に申し込む場合、最初の2月間までは無料とする。」と読み替える。

(様式略)